

令和3年6月定例会

# 文教厚生委員会説明資料

保 健 福 祉 部

# 目 次

I 提出予定案件	1
1 一般会計予算	1
(1) 歳入歳出予算	1
ア 総括表	1
イ 課別主要事項説明	2
長寿いきがい課	2
2 その他の議案等	
(1) 条例案	3
(2) 令和2年度繰越明許費繰越計算書	18

I 提出予定案件  
1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前額	補正額	計	財 源 内 訳							一般財源
				特 定 財 源						県 債	
				国 支 出 金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 数 手 料	財 産 収 入	諸 収 入	繰 入 金		
保健福祉政策課	3,200,476	0	3,200,476	724,464		10,146	41	8,839	52,448	3,000	2,401,538
国保・自立支援課	26,494,019	0	26,494,019	3,182,920	46,443		43		190,000		23,074,613
医療政策課	16,136,140	0	16,136,140	1,334,841		115,505	1,063	6,266,421	2,037,324	166,000	6,214,986
健康づくり課	5,832,323	0	5,832,323	1,796,094		2,074	48	1,135	571,742	6,000	3,455,230
感染症対策課	2,760,843	0	2,760,843	1,840,135				261			920,447
ワクチン・入院調整課	19,114,997	0	19,114,997	19,050,162							64,835
薬務課	168,268	0	168,268	16,696		13,725	1,301		7,236		129,310
長寿いきがい課	16,729,903	36,900	16,766,803	( 12,300 ) 668,441		10,936	3,396	51,768	( 18,450 ) 1,220,858	35,000	( 6,150 ) 14,776,404
障がい福祉課	9,769,209	0	9,769,209	790,735	2,490	2,534		139,828	20,243	197,000	8,616,379
計	100,206,178	36,900	100,243,078	( 12,300 ) 29,404,488	48,933	154,920	5,892	6,468,252	( 18,450 ) 4,099,851	407,000	( 6,150 ) 59,653,742

( ) 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

長寿いきがい課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
社会福祉総務費	261,443	18,450	279,893	① 社会福祉振興対策費 (18,450) ア 福祉・介護人材確保対策事業費 18,450 (ア) ㊦福祉系高校修学資金貸付事業 12,450 (イ) ㊦介護分野就職支援金貸付事業 6,000
老人福祉費	14,970,900	0	14,970,900	
老人福祉施設費	1,497,560	18,450	1,516,010	① 老人福祉施設整備事業費 (18,450) ア 地域医療介護総合確保基金積立金 18,450
長寿いきがい課 合 計	16,729,903	36,900	16,766,803	

## 2 その他の議案等

### (1) 条例案

ア 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例（保健福祉政策課）

#### (ア) 改正の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査に係る手数料等を定める等の必要がある。

#### (イ) 改正の概要

- ㊦ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとした。
- ㊧ その他所要の改正を行うこととした。
- ㊨ ㊦の一部について、所要の経過措置を講ずることとした。

別表第一

事務	改正前の金額	改正後の金額
七十五の二 医薬品医療機器等法第六条の二第一項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査	(新設)	11,000円
七十五の三 医薬品医療機器等法第六条の二第四項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	(新設)	11,000円
七十五の四 医薬品医療機器等法第六条の三第一項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	(新設)	11,000円
七十五の五 医薬品医療機器等法第六条の三第五項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	(新設)	11,000円
八十一の十一 医薬品医療機器等法施行令第二条の八第一項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の書換交付	(新設)	2,000円

事務	改正前の金額	改正後の金額
八十一の十二 医薬品医療機器等法施行令第二条の九第一項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付	(新設)	2,900円
八十七の三 医薬品医療機器等法第十三条の二の二第一項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第二項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所（以下「保管製造所」という。）の登録の申請に対する審査	(新設)	次に掲げる登録の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 医薬品の保管製造所に係る登録 37,400円 ロ 医薬部外品の保管製造所に係る登録 30,000円 ハ 化粧品の保管製造所に係る登録 30,000円
八十七の四 医薬品医療機器等法第十三条の二の二第四項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第二項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管製造所の登録の更新の申請に対する審査	(新設)	次に掲げる登録の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 医薬品の保管製造所に係る登録の更新 24,800円 ロ 医薬部外品の保管製造所に係る登録の更新 22,000円 ハ 化粧品の保管製造所に係る登録の更新 22,000円
八十八の二 医薬品医療機器等法第十四条第七項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第二項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認を受けようとするとき	次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 製造所に係る調査	次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 製造所に係る調査

<p>に受けなければならない適合性調査（以下この項において「調査」という。）</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品（無菌）の区分に係る調査 48,300円</p> <p>(2) 医薬品（一般）の区分に係る調査 30,700円</p> <p>(3) 医薬品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査 14,800円 （新設）</p> <p>(4)～(5) （略）</p> <p>(6) 医薬部外品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査 14,800円 （新設）</p> <p>ロ 製造所以外の施設であって医薬品又は医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 14,800円 （新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品（無菌）の区分に係る調査 76,300円</p> <p>(2) 医薬品（一般）の区分に係る調査 51,800円</p> <p>(3) 医薬品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査 29,800円</p> <p>(4) 医薬品の保管製造所に係る調査 21,400円</p> <p>(5)～(6) （略）</p> <p>(7) 医薬部外品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査 18,200円</p> <p>(8) 医薬部外品の保管製造所に係る調査 13,600円</p> <p>ロ 製造所以外の施設であって医薬品又は医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品の区分に係る調査 29,800円</p> <p>(2) 医薬部外品の区分に係る調査 18,200円</p>
--	---	--

事務	改正前の金額	改正後の金額
<p>八十八の三 医薬品医療機器等法第十四条第七項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第二項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認の取得後定期的に受けなければならない適合性調査（以下この項において「調査」という。）</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 製造所に係る調査</p> <p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品（無菌）の区分に係る調査</p> <p>2, 300円に調査を受けようとする品目の数（以下この項において「申請品目数」という。）を乗じて得た額と101, 400円との合計額</p> <p>(2) 医薬品（一般）の区分に係る調査</p> <p>1, 400円に申請品目数を乗じて得た額と71, 200円との合計額</p> <p>(3) 医薬品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査</p> <p>500円に申請品目数を乗じて得た額と37, 700円との合計額</p> <p>（新設）</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 製造所に係る調査</p> <p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品（無菌）の区分に係る調査</p> <p>3, 400円に調査を受けようとする品目の数（以下この項において「申請品目数」という。）を乗じて得た額と162, 500円との合計額</p> <p>(2) 医薬品（一般）の区分に係る調査</p> <p>2, 100円に申請品目数を乗じて得た額と109, 600円との合計額</p> <p>(3) 医薬品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査</p> <p>1, 000円に申請品目数を乗じて得た額と62, 500円との合計額</p> <p>(4) 医薬品の保管製造所に係る調査</p> <p>800円に申請品目数を乗じて得た額と44, 000円との合計額</p> <p>(5)～(6) (略)</p>



	<p>(6) 医薬部外品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査 500円に申請品目数を乗じて得た額と37,700円との合計額 （新設）</p> <p>ロ 製造所以外の施設であって医薬品又は医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 500円に申請品目数を乗じて得た額と37,700円との合計額 （新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>(7) 医薬部外品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査 500円に申請品目数を乗じて得た額と40,900円との合計額</p> <p>(8) 医薬部外品の保管製造所に係る調査 500円に申請品目数を乗じて得た額と29,600円との合計額</p> <p>ロ 製造所以外の施設であって医薬品又は医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品の区分に係る調査 1,000円に申請品目数を乗じて得た額と62,500円との合計額</p> <p>(2) 医薬部外品の区分に係る調査 500円に申請品目数を乗じて得た額と40,900円との合計額</p>
<p>八十八の四 医薬品医療機器等法第十四条第九項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第二項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の特性その他を勘案して必要があると知事が認めるときに受けなければならない適合性調査（以下この項において「調査」という。）</p>	<p>（新設）</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 製造所に係る調査 次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>

事務	改正前の金額	改正後の金額
		<p>(1) 医薬品（無菌）の区分に係る調査            3, 400円に調査を受けようとする品目の数            （以下この項において「申請品目数」という。）            を乗じて得た額と16            2, 500円との合計額</p> <p>(2) 医薬品（一般）の区分に係る調査            2, 100円に申請品目数を乗じて得た額と10            9, 600円との合計額</p> <p>(3) 医薬品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査            1, 000円に申請品目数を乗じて得た額と6            2, 500円との合計額</p> <p>(4) 医薬品の保管製造所に係る調査            800円に申請品目数を乗じて得た額と44, 000円との合計額</p> <p>(5) 医薬部外品（無菌）の区分に係る調査            2, 300円に申請品目数を乗じて得た額と10            1, 400円との合計額</p> <p>(6) 医薬部外品（一般）の区分に係る調査</p>

		<p>1, 400円に申請品目数を乗じて得た額と7 1, 200円との合計額</p> <p>(7) 医薬部外品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査 500円に申請品目数を乗じて得た額と40, 900円との合計額</p> <p>(8) 医薬部外品の保管製造所に係る調査 500円に申請品目数を乗じて得た額と29, 600円との合計額</p> <p>ロ 製造所以外の施設であつて医薬品又は医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品の区分に係る調査 1, 000円に申請品目数を乗じて得た額と6 2, 500円との合計額</p> <p>(2) 医薬部外品の区分に係る調査 500円に申請品目数を乗じて得た額と40, 900円との合計額</p>
<p>八十九の二 医薬品医療機器等法第十四条の二第二項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第二項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法が基</p>	<p>(新設)</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 医薬品の製造所に係る調査</p>

事務	改正前の金額	改正後の金額
<p>準に適合しているかどうかについて確認を求められたときに知事が行う区分適合性調査（以下この項において「調査」という。）</p>		<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和三年厚生労働省令第十七号。以下この項において「区分省令」という。）第二条第三号に掲げる区分に係る調査  9, 800円に製造販売業者の数を乗じて得た額、  3, 400円に調査を受けようとする品目の数（以下この項において「申請品目数」という。）を乗じて得た額及び162, 500円の合計額</p> <p>(2) 区分省令第二条第四号に掲げる区分に係る調査  9, 800円に製造販売業者の数を乗じて得た額、2, 100円に申請品目数を乗じて得た額及び109, 600円の合計額</p> <p>(3) 区分省令第二条第五号に掲げる区分に係る調査</p>

		<p>9, 800円に製造販売業者の数を乗じて得た額、1, 000円に申請品目数を乗じて得た額及び62, 500円の合計額</p> <p>(4) 区分省令第二条第六号に掲げる区分に係る調査 9, 800円に製造販売業者の数を乗じて得た額、800円に申請品目数を乗じて得た額及び44, 000円の合計額</p> <p>ロ 医薬部外品の製造所に係る調査 次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 区分省令第二条第三号に掲げる区分に係る調査 9, 800円に製造販売業者の数を乗じて得た額、2, 300円に申請品目数を乗じて得た額及び101, 400円の合計額</p> <p>(2) 区分省令第二条第四号に掲げる区分に係る調査 9, 800円に製造販売業者の数を乗じて得た額、1, 400円に申請品目数を乗じて得た額及び71, 200円の合計額</p>
--	--	---

事務	改正前の金額	改正後の金額
		<p>(3) 区分省令第二条第五号に掲げる区分に係る調査 9, 800円に製造販売業者の数を乗じて得た額、500円に申請品目数を乗じて得た額及び40, 900円の合計額</p> <p>(4) 区分省令第二条第六号に掲げる区分に係る調査 9, 800円に製造販売業者の数を乗じて得た額、500円に申請品目数を乗じて得た額及び29, 600円の合計額</p>
<p>八十九の三 医薬品医療機器等法第十四条の七の二第四項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第二項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法について受けなければならない適合性確認において知事が行う調査（以下この項において「調査」という。）</p>	<p>(新設)</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 製造所に係る調査</p> <p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品（無菌）の区分に係る調査 76, 300円</p> <p>(2) 医薬品（一般）の区分に係る調査 51, 800円</p> <p>(3) 医薬品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査 29, 800円</p> <p>(4) 医薬品の保管製造所に</p>

		<p>係る調査  21,400円  (5) 医薬部外品（無菌）の  区分に係る調査  48,300円  (6) 医薬部外品（一般）の  区分に係る調査  30,700円  (7) 医薬部外品（包装、表  示又は保管）の区分に係  る調査  18,200円  (8) 医薬部外品の保管製造  所に係る調査  13,600円  ロ 製造所以外の施設であって  医薬品又は医薬部外品の試験  検査を行うものに係る調査  次に掲げる調査の区分に応  じ、それぞれ次に定める金額  (1) 医薬品の区分に係る調  査  29,800円  (2) 医薬部外品の区分に係  る調査  18,200円</p>
<p>九十 医薬品医療機器等法第八十条第一項及び医薬品医療  機器等法施行令第八十条第二項の規定に基づく医薬品又は  医薬部外品の製造をしようとするときに受けなければなら  ない適合性調査（以下この項において「調査」という。）</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、  それぞれ次に定める金額  イ 製造所に係る調査  次に掲げる調査の区分に応  じ、それぞれ次に定める金額  (1) 医薬品（無菌）の区分  に係る調査</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、  それぞれ次に定める金額  イ 製造所に係る調査  次に掲げる調査の区分に応  じ、それぞれ次に定める金額  (1) 医薬品（無菌）の区分  に係る調査</p>

事務	改正前の金額	改正後の金額
	<p>48,300円</p> <p>(2) 医薬品（一般）の区分に係る調査</p> <p>30,700円</p> <p>(3) 医薬品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査</p> <p>14,800円 （新設）</p> <p>(4)～(5) （略）</p> <p>(6) 医薬部外品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査</p> <p>14,800円 （新設）</p> <p>ロ 製造所以外の施設であって医薬品又は医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査</p> <p>14,800円 （新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>76,300円</p> <p>(2) 医薬品（一般）の区分に係る調査</p> <p>51,800円</p> <p>(3) 医薬品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査</p> <p>29,800円</p> <p>(4) 医薬品の保管製造所に係る調査</p> <p>21,400円</p> <p>(5)～(6) （略）</p> <p>(7) 医薬部外品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査</p> <p>18,200円</p> <p>(8) 医薬部外品の保管製造所に係る調査</p> <p>13,600円</p> <p>ロ 製造所以外の施設であって医薬品又は医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品の区分に係る調査</p> <p>29,800円</p> <p>(2) 医薬部外品の区分に係る調査</p> <p>18,200円</p>



<p>九十の二 医薬品医療機器等法第八十条第一項及び医療機器等法施行令第八十条第二項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造開始後定期的に受けなければならない適合性調査（以下この項において「調査」という。）</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 製造所に係る調査</p> <p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品（無菌）の区分に係る調査</p> <p>2, 300円に調査を受けようとする品目の数（以下この項において「申請品目数」という。）を乗じて得た額と101, 400円との合計額</p> <p>(2) 医薬品（一般）の区分に係る調査</p> <p>1, 400円に申請品目数を乗じて得た額と71, 200円との合計額</p> <p>(3) 医薬品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査</p> <p>500円に申請品目数を乗じて得た額と37, 700円との合計額（新設）</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 医薬部外品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査</p>	<p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 製造所に係る調査</p> <p>次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品（無菌）の区分に係る調査</p> <p>3, 400円に調査を受けようとする品目の数（以下この項において「申請品目数」という。）を乗じて得た額と162, 500円との合計額</p> <p>(2) 医薬品（一般）の区分に係る調査</p> <p>2, 100円に申請品目数を乗じて得た額と109, 600円との合計額</p> <p>(3) 医薬品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査</p> <p>1, 000円に申請品目数を乗じて得た額と62, 500円との合計額</p> <p>(4) 医薬品の保管製造所に係る調査</p> <p>800円に申請品目数を乗じて得た額と44, 000円との合計額</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(7) 医薬部外品（包装、表示又は保管）の区分に係る調査</p>
---	---	--

事務	改正前の金額	改正後の金額
	<p>500円に申請品目数を乗じて得た額と37,700円との合計額 (新設)</p> <p>ロ 製造所以外の施設であって医薬品又は医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査 500円に申請品目数を乗じて得た額と37,700円との合計額 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>500円に申請品目数を乗じて得た額と40,900円との合計額 (8) 医薬部外品の保管製造所に係る調査 500円に申請品目数を乗じて得た額と29,600円との合計額</p> <p>ロ 製造所以外の施設であって医薬品又は医薬部外品の試験検査を行うものに係る調査次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品の区分に係る調査 1,000円に申請品目数を乗じて得た額と62,500円との合計額</p> <p>(2) 医薬部外品の区分に係る調査 500円に申請品目数を乗じて得た額と40,900円との合計額</p>
<p>九十の七 医薬品医療機器等法施行令第十六条の四第一項及び第八十条第二項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管製造所の登録証の書換交付</p>	<p>(新設)</p>	<p>2,500円</p>
<p>九十の八 医薬品医療機器等法施行令第十六条の五第一項及び第八十条第二項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又</p>	<p>(新設)</p>	<p>3,400円</p>

は化粧品の保管製造所の登録証の再交付		
九十の九 医薬品医療機器等法施行令第二十六条の四第一項及び第八十条第二項の規定に基づく基準確認証の書換交付	(新設)	2, 500円
九十の十 医薬品医療機器等法施行令第二十六条の五第一項及び第八十条第二項の規定に基づく基準確認証の再交付	(新設)	3, 400円

- (ウ) 施行期日  
令和3年8月1日から施行する。ただし、(イ)㉔については、公布の日から施行する。
- イ 徳島県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例（長寿いきがい課）
- (ア) 改正の理由  
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、人口要件に係る基準年の見直しが行われたこと等に伴い、所要の整備を行う必要がある。
- (イ) 改正の概要  
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う所要の整備を行うこととした。
- (ウ) 施行期日  
公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。
- ウ 介護保険法施行条例の一部を改正する条例（長寿いきがい課）
- (ア) 改正の理由  
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。
- (イ) 改正の概要  
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う所要の整理を行うこととした。
- (ウ) 施行期日  
公布の日から施行する。

(2) 令和2年度繰越明許費繰越計算書

ア 一般会計

課名	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
				既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
					国支出金	地方債	その他	
国保・自立支援課	社会福祉施設整備事業費	円 327,022,000	円 327,022,000	円	円 224,489,000	円 82,000,000	円	円 20,533,000
医療政策課	医療衛生費	22,445,805,000	661,377,000	(繰入金) 327,227,000	334,150,000			
感染症対策課	感染症予防費	849,929,000	50,000,000		50,000,000			
ワクチン・入院調整課	公衆衛生諸費	368,560,000	187,614,000					187,614,000
	感染症予防費	21,082,000	20,000,000		20,000,000			
	医療衛生費	64,000,000	64,000,000		64,000,000			
	計	453,642,000	271,614,000		84,000,000			187,614,000
長寿いきがい課	老人福祉運営対策費	3,820,983,000	101,000,000		101,000,000			
	老人福祉施設整備事業費	1,184,186,000	693,168,000	(繰入金) 687,300,000	5,868,000			
	計	5,005,169,000	794,168,000	(繰入金) 687,300,000	106,868,000			
障がい福祉課	社会福祉施設整備事業費	270,050,000	270,050,000	(繰入金) 18,000,000	180,033,000	72,000,000		17,000
	障がい者交流プラザ管理運営費	291,042,000	13,230,000			11,000,000		2,230,000

課 名	事 業 名	金 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				
				既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
障 が い 福 祉 課	障がい者地域生活支援費	円 1,243,009,000	円 12,300,000	円	円 12,300,000	円	円	円
	計	1,804,101,000	295,580,000	(繰入金) 18,000,000	192,333,000	83,000,000		2,247,000
合 計		30,885,668,000	2,399,761,000	(繰入金) 1,032,527,000	991,840,000	165,000,000		210,394,000